

鳥取県水土保全対策等補助金(管理保全計画 策定促進事業)の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (割当内示に記載する期日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (以下に記載する期日まで)

○補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし概算払いをされた場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日。

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払時期:「概算払い通知」に記載する時期に全額概算払いします。

(第3四半期(12月まで)と第4四半期(3月まで)において概算払いを想定)

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農業振興局農地・水保全課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857-26-7321 nouchi-mizu@pref.tottori.jp